

## 景気後退後の保護主義の兆しとアジア諸国のFTA : アジアのFTA

|          |  |
|----------|--|
| 著者       | 岡本 次郎  |
| 権利       | Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア<br>経済研究所 / Institute of Developing<br>Economies, Japan External Trade Organization<br>(IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a> |
| シリーズタイトル | アジア動向年報  |
| 雑誌名      | アジア動向年報 2009年版   |
| ページ      | 9-16   |
| 発行年      | 2009   |
| 出版者      | 日本貿易振興機構アジア経済研究所   |
| URL      | <a href="http://hdl.handle.net/2344/00002629">http://hdl.handle.net/2344/00002629</a>  |

# アジアの FTA

## 景気後退後の保護主義の兆しとアジア諸国の FTA

おかもと じろう  
岡本 次郎

### 概 況

2008年の世界経済は激変に見舞われた。年前半は新興国の需要拡大や石油代替エネルギー開発ブームを主な背景としてエネルギー、資源、食料価格の高騰が続いた。しかし年後半には、2007年に表面化したサブプライム問題を発端とするアメリカの金融不安が同国の大手金融機関の経営破綻や買収という形で深刻化し、金融危機が世界に伝播した。世界金融危機は主要国、新興国の需要を減退させ、エネルギー、資源、食料価格が下落する一方で、アジア諸国の輸出は2008年秋以降著しく減少している。

ドーハ・ラウンドの枠組み最終合意を目指して2008年7月に行われた世界貿易機関(WTO)閣僚会合はまたも決裂した。世界金融危機の深刻化を受けて同年11月に開かれたG20緊急首脳会合(金融サミット)やアジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議では、ドーハ・ラウンド年内合意の重要性が謳われたが、加盟国(とくにアメリカ、中国、インド)間の対立は解けず、結局WTOは年内に閣僚会合を再度開催することさえできなかった。このような状況下で、アジア諸国は域内外諸国との自由貿易協定(FTA)追求を従来どおり進めている。

### 日 本

2007年8月に署名されていたインドネシアとの経済連携協定(EPA)が2008年7月に発効した。対フィリピンEPAは2006年9月に署名されていたが、フィリピン上院の批准手続きが遅れたため、2008年12月ようやく発効した。2007年6月に署名されていた対ブルネイEPAも2008年7月に発効した。2007年11月に最終合意されていた東南アジア諸国連合(ASEAN)全体との包括的経済連携協定(AJCEP)は、2008年12月に日本とシンガポール、ベトナム、ミャンマー、ラオスとの間で、2009年1月に日本とブルネイの間で、同年2月に日本とマレーシアとの間で、それぞれ発効した。

ベトナムとの EPA は2007年1月以降2008年9月までに計9回の本交渉を重ね、同月末に大筋合意に至り、12月に署名された。日本は協定発効直後にほぼすべての鉱工業品の関税を撤廃する。農産物ではドリアン(現行2.5%)、オクラ(同3%)は発効直後に、冷凍ホウレンソウ(同6%)は5年間で、スイートコーン(同6%)は7年間で関税撤廃する。天然ハチミツ(同22.5%)には関税割当を設定し(1年目の100トンから11年目の150トンまで漸次拡大)、枠内関税を12.8%とする。合板を除く林産品(同0~6%)は10年間で関税を撤廃する。水産品では、エビ(同1~2%)、エビ調整品(同3.2~5.3%)は発効直後に、冷凍タコ(同5%)などは5年間で関税を撤廃する。ベトナムは自動車部品関税ではボルト・ナット(同5%)を協定発効後の5年間で、ギアボックス(同10~20%)を10年間で、エンジン・エンジン部品(同3~20%)とブレーキ(同10%)を10~15年間でそれぞれ撤廃し、電気電子製品関税ではフラットパネル、DVD 部品(同3%)を2年間で、デジタルカメラ(同10%)を4年間で、カラーテレビ(同40%)を8年間で撤廃する。また、熱延鋼板は現行のゼロ関税を原則として固定し、亜鉛めっき鋼板(同5~12%)は10年間で、冷延鋼板(同3~7%)は15年間で関税を撤廃する。ベトナムが日本に求めた看護師・介護福祉士の受け入れは将来的な課題とされ、協議が継続されることになった。

インドとは2008年内に6回の EPA 本交渉を行った。双方の輸出額の90%相当の品目で関税撤廃を行うことで基本合意が形成されたが、日本からインドへ輸出する自動車関連製品、化学製品の関税や金融サービス、インドから日本へ輸出する後発医薬品の日本国内での承認手続き簡素化などが懸案として残り、2008年内には最終合意には至らなかった。韓国との FTA 交渉は2004年11月以来中断されている。2008年6月と12月に交渉再開のための予備協議が行われたが、年内に本交渉は再開されなかった。

アジア諸国以外とは、スイスとの EPA が計8回の本交渉を経て2008年9月に大筋合意に至った。発効後10年間で貿易額の99%に相当する品目で関税撤廃を行う内容である。日本からスイスへの鉱工業品輸出はすべての品目で発効直後に関税撤廃される。日本もスイスからの鉱工業輸入品目のほぼすべてで発効直後に関税を撤廃し、インスタントコーヒー、アロマオイルなどの関税も発効直後に撤廃する。ワイン関税は段階的に撤廃、フルーツピューレ、チョコレートなどは関税割当を設定して枠内の関税を削減する。チーズその他のスイス産乳製品の輸入については段階的な関税削減を行う。同 EPA は2009年2月に署名された。

2007年4月に始まったオーストラリアとのEPA交渉は2008年も継続され、年内に4回の本交渉が行われた。オーストラリアが求める農産物貿易自由化について、日本はコメ、小麦、牛肉、乳製品、砂糖の5品目(これらはオーストラリアの対日農産物輸出額の80%強を占める)については関税削減を行わない旨を表明したことなどから、交渉は難航している模様である。

## 中国

シンガポールとのFTA交渉が2008年9月に妥結した。中国からシンガポールへの輸出は発効直後に全品目で関税が撤廃され、シンガポールから中国への輸出は総額の85%に相当する品目で発効直後に、残りの10%の品目については1年後に関税が撤廃される。同FTAは2008年10月に署名され、2009年1月の発効を予定している。2007年7月に発効しているパキスタンとのFTAについては、2008年4月にサービス貿易も協定対象とすることが合意され、年内に交渉が始まった。インドとの地域貿易協定(RTA)については、すでに2005年3月に最初の共同研究報告書が発表され、2006年以降もさらに共同研究が行われている。しかし同RTAにはインド商工省、経済・産業団体の反対が強く、当面は交渉開始の見込みはない。

アジア諸国以外とは、ニュージーランドとのFTA交渉がまとまった。同FTAは2008年4月に署名され、同年10月に発効した。中国は2018年までにニュージーランドからの輸入品目の97.2%について、ニュージーランドは2015年までに中国からの輸入品目のすべてについて関税撤廃を行う内容である。中国は大部分の工業製品関税をFTA発効後5～6年で撤廃し、リンゴは5年、牛肉、羊肉、内臓肉、キウイフルーツは9年、主な乳製品は10年で、それぞれ関税を撤廃する。羊毛については関税割当を設定し(2009年に2万5000トン[2008年輸入量の約75%に相当]、その後の8年間に年率5%ずつ増量)、枠内関税を撤廃する。ニュージーランドは2005年1月時点で関税5%以下だった品目についてはFTA発効直後に、その他のほぼすべての品目は5～6年後に関税を撤廃する。繊維、衣料、靴、カーペットなどの製品の関税撤廃は7～9年をかけて実施される。同協定は中国にとって初の先進国とのFTAである。

チリとのFTAは2006年10月に発効しているが、2007年1月からサービス貿易交渉が行われていた。同交渉は2008年3月の第6回で終了し、同年4月に「サービス貿易に関する補助協定」が署名された。同協定により、中国は経営コンサル

ティング、鉱業、環境を含む23分野の自由化を追加し、チリは法律、建築デザイン、不動産を含む37分野の自由化を追加した。2009年1月の発効を予定している。ペルーとの FTA は2008年8月の第5回交渉で合意に至った。2009年3月に署名される予定である。

オーストラリアとの交渉は2008年6月に8カ月ぶりに再開された(第11回交渉)。両国首脳は交渉の加速で合意しているが、交渉期限は設定されていない。2007年6月に国交を樹立したコスタリカとは、胡錦濤国家主席が2008年11月に同国を訪問した際に FTA 交渉の開始で合意した。第1回交渉は2009年1月に行われている。

## 韓国

インドとの包括的経済連携協定(CEPA)交渉は2008年も継続され、同年9月の第12回交渉で原産地規則、農産物貿易、サービス貿易などの懸案事項で大枠合意が形成された。その後協定内容の詳細を詰めている。

2007年6月に署名されたアメリカとの FTA は、韓国、アメリカ両国ともに2008年内の批准には至らなかった。2007年5月に始まった欧州連合(EU)との FTA 交渉は2008年1月と5月に本交渉が行われ、その後は事務レベルの作業部会が継続している。競争政策、国内規制の透明性、紛争解決メカニズムなどでは合意が形成されている模様だが、原産地規則や工業製品(とくに自動車)の関税・基準、非関税障壁などが懸案として残っている。湾岸協力会議(GCC——サウジアラビア、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、アラブ首長国連邦)との間では、2008年7月に第1回 FTA 交渉が開かれた。

ペルーとの FTA については、2008年に入って外交通商部がインパクト調査を実施し、10月には公聴会も行われた。その後11月に李明博大統領が APEC 首脳会議出席のためペルーを訪問した際、ガルシア大統領との間で交渉開始が合意された。2007年5月から実施されていたオーストラリアとの FTA 民間共同研究は2008年4月に終了し、FTA 交渉に向けた予備協議が2008年内に2回(10月、12月)開催された。また、ニュージーランドとも2008年9月に同様の予備協議が実施された。2009年3月、両国との FTA 交渉の開始合意が発表されている。

## 台湾

2006年6月に署名されていたニカラグアとの FTA が2008年1月に発効した。

またエルサルバドル，ホンジュラス2カ国と交渉し，2007年5月に署名されていたFTAは，エルサルバドルとは2008年3月に，ホンジュラスとは同年7月に発効している。パナマ(2004年1月)，グアテマラ(2006年7月)に加え，これで台湾の発効済FTAは5件となった。ドミニカ共和国とのFTA交渉は2008年も継続された。

## インド

前述した日本とのEPA交渉，韓国とのCEPA交渉の他に，タイとはFTA交渉，マレーシアとは包括的経済協力協定(CECA)交渉が行われている。タイとは2008年中，2004年9月からすでに関税削減が実施されているアーリーハーベスト82品目以外の物品貿易とサービス貿易の自由化交渉が続いた。マレーシアとは2008年内に本交渉が3回行われた。物品貿易，サービス貿易，投資の各分野で一括合意を行う方向である。インドネシアとの間では2007年10月にCECA共同研究グループが設置され，2009年初期に研究報告書が発表される予定となっている。

ASEANとのFTA交渉は2008年8月に最終合意に至った。すべての参加国が貿易品目の80%相当で段階的に関税を撤廃し，15%相当の品目で5%以下に引き下げ，残る5%を自由化対象外にできる。インドが自由化対象外とした品目は交渉初期の約1400品目から489品目まで削減された。サービス貿易，投資に関する協定は2009年末までの妥結を目指し別途交渉される。同FTAの署名は2008年12月に予定されていたASEANとの首脳会議で行われることになっていたが，ホスト国タイの政情不安のため同会議は延期されている。

EUとのFTA交渉は2008年にも3回の本交渉が行われた。EUは物品貿易，サービス貿易に加え，投資，競争政策，知的財産権，政府調達，さらには環境，労働，人権などを含む包括的FTAを求め，インドはEUの農産物・非農産物輸入に対する安全衛生基準の緩和を求めており，交渉は難航している模様である。インドは2008年10月，EUとの交渉と並行して欧州自由貿易連合(EFTA——アイスランド，スイス，ノルウェー，リヒテンシュタイン)との貿易投資協定(TIA)交渉を開始した。GCCとは2008年9月に，前回(第1回)から2年6カ月ぶりにFTA交渉を行っている。

また，2008年11月にトルコのエルドアン首相がインドに来訪した際，二国間FTA交渉の開始で合意している。オーストラリアとニュージーランドとはそれぞれFTA共同研究を継続中である。

### シンガポール

前述した対中国に加え、2008年中には対ペルー（5月）、対 GCC（12月）FTA に署名した。ペルーとの FTA は物品貿易、サービス貿易、投資、検疫制度、税関手続き、政府調達、競争政策、人の移動などをカバーする包括的な内容である。シンガポールはペルーからのすべての輸入品目の関税を FTA 発効直後に撤廃し、ペルーはシンガポールからの輸入総額の87%に相当する品目で発効直後に、その他の品目については10年間で関税を撤廃する。GCC との FTA も包括的な内容であり、シンガポールは GCC からの輸入品目の関税を協定発効直後に全廃、GCC はシンガポールからの輸入総額の99%にあたる品目で発効直後に関税を撤廃する。

### マレーシア

アメリカと2008年中に2回（1月、7月）の FTA 本交渉を行った。物品貿易、サービス貿易、知的財産権などについてはほぼ合意に至った模様である。ただしアメリカが求めているプミプトラ優遇政策の縮小、金融サービス、政府調達、競争政策、環境、労働などについては、マレーシアが交渉対象とすることを拒否している。オーストラリアおよびニュージーランドとの二国間交渉は、ASEAN とオーストラリア・ニュージーランド間 FTA (ASEAN-Australia-New Zealand FTA) の交渉（後述）を優先させたため2008年中に本交渉は開かれなかった。2007年6月に始まったチリとの FTA 交渉も続けられたが、2008年末までの合意には至らなかった。

### ASEAN

2008年も、2015年の ASEAN 経済共同体形成に向けた取り組みが続けられた。2008年8月の経済閣僚会議では、非関税障壁撤廃や域内投資自由化、人の移動の自由化、貿易手続きや専門資格の相互認証制度導入などに包括的に取り組むことが合意され、同年11月の運輸担当相会議では、2010年までの域内航空規制の段階的撤廃や航空貨物通関手続きの簡素化などが合意された。これらの合意は2008年12月の首脳会議で協定化される予定だったが、同会議はタイの政情不安で2009年2月末に延期された。このため急遽2008年12月にシンガポールで経済閣僚会議が開催され、「ASEAN 物品貿易協定」「ASEAN 包括的投資協定」「ASEAN サービス枠組み協定」もとづく第7次コミットメント・パッケージ実施のための議定

書」の署名が行われている。

ASEANが主体となるFTAでは、前述した対インド以外にも、オーストラリア・ニュージーランドとの交渉が2008年8月に合意に至った。対インドFTA同様、同FTAも同年12月のASEAN・オーストラリア・ニュージーランド首脳会議での署名が予定されていたが、同会議が延期されたため2009年2月に開かれた経済担当相会議で署名された。

EUとのFTA交渉は2008年中に4回の本交渉が行われた。EUは同FTAに物品貿易、サービス貿易、投資、非関税障壁、動植物検疫、税関手続き、政府調達、競争政策、知的財産権、紛争処理に加え、環境保護や労働基準を含む「持続可能な開発」条項を盛り込むことを提案したが、ASEANは加盟国の経済発展レベルが多様であることを理由に、とくにサービス貿易、競争政策、政府調達、知的財産権、「持続可能な開発」の分野について難色を示した。このためEUは、同FTAを経済発展レベルに応じて柔軟に適用することを提案している。具体的には、交渉終了時点で署名可能なASEAN加盟国がまず同FTAに参加、他の加盟国は準備ができた時点で随時参加する二段階方式である。またマンデルソン欧州委員(貿易担当)は、センシティブな分野でASEAN全体としての合意が難しければ二国間アプローチをとる可能性も示唆している。

### ASEAN+3, ASEAN+6, アジア太平洋自由貿易地域

2008年5月のASEAN+3(日本、中国、韓国)財務相会合では、緊急時に二国間で外貨を融通しあう現行制度(チェンマイ・イニシャティブ)を800億ドル規模に拡大すること、アジア債券市場の拡大に向けた保証機構をつくることで合意した。その後世界金融危機が深刻化したことを受け、13カ国のマクロ経済、為替政策、金融監督体制の調査や監視を行い、外貨融通申請があった場合に発動必要性の判定を行い、さらに外貨融通受入国に求める政策改善メニューを作成する常設機関の設置が議題にあがっている。2008年12月の首脳会議で常設機関の具体的検討開始に合意するはずだったが、同会議は2009年4月に延期された。

2008年のASEAN+6(ASEAN+3, オーストラリア, ニュージーランド, インド)では、8月に行われた経済相会合が東アジア地域の包括的FTAを13カ国で進めるか(東アジアFTA, EAFTA), 16カ国で進めるか(東アジア包括的経済連携協定, CEPEA)の具体的検討を2009年中に始めることで一致したのが注目される。CEPEA研究は民間レベルで行われており、2008年12月の東アジア首脳会議に最



終報告書と提言が提出される予定だった。東アジア首脳会議も2009年4月に延期されている。

2008年11月に開催された APEC 閣僚会議、首脳会議は、1994年のボゴール宣言の約束(先進経済メンバーは2010年までに、途上経済メンバーは2020年までに自由で開かれた域内貿易投資を達成する)を再確認し、各メンバーが結んでいる FTA を統合していくための研究を進め、アジア太平洋自由貿易地域(FTAAP)を含む地域経済統合に向けた措置を加速することで合意した。

アジア太平洋地域の FTA 統合の文脈で注目されるのは、アメリカ、オーストラリア、ペルーが太平洋横断戦略的経済連携協定(TPSEPA あるいは P4)への参加を表明したことである。TPSEPA はシンガポール、ブルネイ、ニュージーランド、チリの4カ国が参加する多国間 FTA で、2006年に発効している。同協定の特徴は当初から新規参加に開かれていることである。2008年9月、まずアメリカが TPSEPA への全面参加を決め、11月にはオーストラリアとペルーも同様の意思表示を行った。これら3カ国の参加交渉は2009年3月に始まる予定である。カナダ、メキシコ、ベトナムも TPSEPA 参加を検討しているとの報道もあり、同協定が FTAAP のひな形になる可能性が指摘されている。

### 2009年の課題

世界金融危機の実体経済への悪影響が深刻化している。それは、域内で工程間分業ネットワークが構築されている一方で、最終需要を域外に頼る傾向が強い東アジア諸国にとっては、域内外輸出の激減という形で顕在化している。

主要国、新興国は IMF や世界銀行の基盤強化で一致し、財政金融政策協調を確認し、保護貿易主義の排除を謳っている。しかし、各国が発表した景気刺激策には自国産業保護を目的とする緊急融資や債務保証、補助金支出、関税引き上げ、輸入許可制導入などの措置が含まれていることが多い。保護主義が世界に拡散する兆しをみせるなか、かつ著しい経済グローバル化のなかで、特定国・地域との貿易投資のみを自由化する FTA の追求が、現下の危機克服にどれだけ寄与するかは疑わしい。保護主義蔓延や世界経済のブロック化を未然に防ぐためには、やはり WTO レベルの合意が不可欠だろう。2009年も景気後退は続くと思われるが、ドーハ・ラウンド妥結に向けた主要国、新興国の努力が望まれる。

(前新領域研究センター研究グループ長代理)